

運送業出身社労士が教える！ 運輸局の行政処分内容の理解と社労士が行う労務改善コンサルティング

セミナーの概要

運送業事業者の多くは、労働基準監督署の指導と同時に、**運輸局による監査**を意識して経営しており、特に中小零細規模の事業所においてはその傾向が顕著です。最近、長時間労働に起因した事故によって労働基準監督署の指導が行われ、運輸局に通報となるような厳しい監査が急増しております。運送事業者にとっての**運輸局の行政処分**は営業停止になることもあり事業経営にも直結するため、どのように改善をしていくのかを多くの経営者が悩んでいます。

ところが、我々社会保険労務士にとっては、労働基準監督署による指導はある程度の理解があるものの、**運輸局による監査はどういったものかよくわからない**というのが実態であり、こうした点を理解しておくことが顧客満足度を高めることにもなります。

そこで、今回は、実際に25年以上の間、運送会社で運行管理者として配車業務等を手掛けてきた社会保険労務士事務所 オフィスキよみの**石原清美氏**を講師にお招きし、運送業の考え方を実務目線で解説して頂き、行政処分の内容やそれに伴って**社会保険労務士ができる改善アドバイスやコンサルティング**等について、わかりやすくお話頂きます。是非、ご参加下さい。



社会保険労務士事務所
オフィスキよみ 代表

石原清美氏

特定社会保険労務士、産業カウンセラー、雇用管理改善コンサルタント。
大阪中央労働基準監督署の改善基準告示のセミナー講師等を経て、現在、厚生労働省委託事業である雇用管理改善促進事業の雇用管理改善コンサルタントとして活動中。

セミナーの内容

- ① 運送業者に対しての行政処分の内容
- ② 営業停止等の処分はどのように行われるのか
- ③ 労基署と運輸局は何がどのように違うのか
- ④ **社会保険労務士が行うことができる行政処分に対する改善コンサルティング** **などを予定**

開催日時

【東京】2016年1月22日(金) 名南経営東京支店 セミナールーム(日比谷)

【大阪】2016年1月26日(火) マイドームおおさか 第3会議室(堺筋本町)

時間はいずれも13:30~16:30 ●当日の録音:未定 後日MyKomonでの配信:未定

参加費用

・一般の方15,000円 ・特別会員4,000円 ・正会員6,000円 ・準会員9,000円 ※1名様あたり 金額は税別

お申込はこちら

LCG会員の皆さまは「MyKomon」より、一般の皆さまはこちらよりお申し込みをお願いします。 <http://www.lcgjapan.com/seminar/>